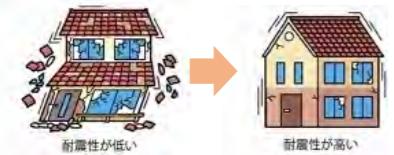


各家庭の防災対策を支援する区の取組を紹介します！

建築物の耐震対策

建物の耐震診断や耐震性を向上させる補強工事などへの助成を行っています。



【問い合わせ先】

建築課耐震化推進係 3546-5459

安全・安心メール

地震や気象の警報・注意報、河川の洪水、区からの緊急情報、振り込め詐欺などの防犯情報をメールでお知らせします。

登録は左下の二次元コードを読み取り、表示されたアドレスに件名や本文のない空のメールを送信してください。

※メールをしても返信がない場合は、携帯電話の設定で
【@raiden2.ktaiwork.jp】からのメールを許可してください。

【問い合わせ先】
防災危機管理課 3546-5087

中央区防災マップアプリ

災害時に避難所の開設状況や鉄道の運行状況などを表示します。



※iOS9.0 以降、Android4.4 以降のOS を搭載したもの

【問い合わせ先】
防災危機管理課 3546-5510



消防団員を募集しています！

【入団資格：区内在住・在勤在学で18才以上の方】

地域の防災リーダーである消防団員として活動してみませんか。

【問い合わせ先】

京橋消防署
日本橋消防署
臨港消防署

電話:3564-0119
電話:3666-0119
電話:3534-0119

住所:京橋三丁目14番1号
住所:日本橋兜町14番12号
住所:晴海五丁目8番20号

高齢の方や障害のある方向け 家具類転倒防止器具の取付支援

高齢の方や障害のある方を対象に、家具類転倒防止器具の取付サービスを行っています。



【問い合わせ先】

(高齢の方) 高齢者福祉課高齢者福祉係
3546-5354
(障害のある方) 障害者福祉課障害者福祉係
3546-5389

280MHz 緊急告知ラジオの有償頒布

災害時に自動的に電源が入り、緊急放送を受信できる緊急告知ラジオの有償頒布を行っています。1台2,000円で1世帯1台まで購入可能です。なお、旧型ラジオは引き続き使用できますが、買い替えについては区ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5087

【頒布場所】

区役所本庁舎 1階防災危機管理課
日本橋・月島特別出張所 1階地域活動係

防災用品のあっせん

区民および区内事業者を対象に防災用品のあっせんを行っています。ご家庭の防災対策のためにぜひご利用ください。

《チラシ配布場所》

区役所本庁舎、日本橋特別出張所、月島特別出張所

《閲覧方法》

区ホームページ、防災マップアプリ



区ホームページは、二次元コードを読み取るか、URLからアクセスできます。

<https://www.city.chuo.lg.jp/>

城東小学校

防災拠点からのお知らせ

— 10月24日(火)に防災拠点訓練を実施しました —

令和6年3月

ごあいさつ



委員長 清水 貞男

大地震発生時に城東小学校防災拠点の地域に住む方が、協力し自主的に防災拠点の開設・運営をできる体制を築くために、平成16年度から「城東小学校防災拠点運営委員会」として活動しています。

今年度の訓練は、64名の方にご参加いただき、避難所開設・運営訓練や防災体験訓練を行いました。

今後とも、地域の安全・安心のために活動してまいりますので、引き続きご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

あなたの地域の防災拠点（避難所）は、城東小学校です！



城東小学校防災拠点

【対象区域一覧】

- ◎八重洲
- ◎京橋
- ◎日本橋

区内全域の防災拠点は、右記二次元コードを読み取るか、区ホームページから確認できます。



発行：城東小学校防災拠点運営委員会 編集協力：中央区総務部防災危機管理課

問い合わせ先：中央区総務部防災危機管理課 (TEL 03-3546-5510 FAX 03-3546-5708)

※本お知らせ
は右記二次元
コードからも
ご覧いただけ
ます。



10月24日(火)に実施した防災拠点訓練の 様子を紹介します

今回は、地域の皆さんとともに避難所の開設・運営方法の確認や、避難居室の設置、初期消火などの防災体験を行いました。

◆ 避難所開設・運営訓練 ◆

【避難所の開設・受入訓練】

避難者の受入・帰宅困難者の誘導方法の確認



【施設の安全確認・情報連絡訓練】

施設内の被害確認、地域防災無線・校内放送設備の操作



◆ 防災体験訓練 ◆

【避難居室設営訓練】

物品運搬、避難スペースの設置、間仕切りテントの組立など



【初期消火体験・資器材操作訓練】

水消火器の使用、バルーン投光器の組立、ガスパワー発電機の操作など



在宅避難とは

避難とは、「**難**」を「**避**」けること。

安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。



避難所に多くの避難者が集まると、プライバシーの制限や衛生環境の悪化のほか、感染症の感染拡大リスクが高まるため、自宅の安全が確保できた場合は、無理に避難所に避難せず、自宅で避難生活を送る**「在宅避難」**を行ってください。

◎在宅避難をするために大事なこと◎

(1) 水や食料などの備蓄

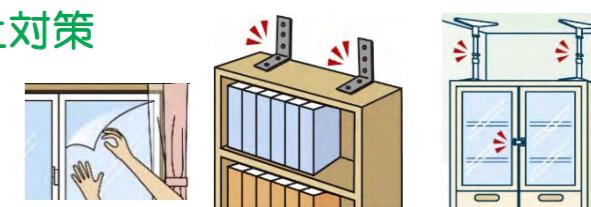
水や食料、携帯トイレなどを最低3日分（推奨1週間分）備蓄しましょう。

日常生活で必要な水や食料を多めに買い置きし、期限の近いものから消費して補充する**日常備蓄**が有効です。各家庭の状況に応じた備蓄をしましょう。



(2) 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策

家具類転倒防止器具の設置やガラスへの飛散防止フィルムを貼りましょう。



(3) 携帯トイレの備蓄

災害時に断水や配管の損傷によりトイレが使えないようになった時に備えて、携帯トイレを備蓄しましょう。

使用後は、ごみ収集が行われるまで各家庭のベランダなどで保管します。



◆令和6年能登半島地震から見る備蓄の重要性◆

令和6年1月1日に起きた能登半島地震では、長期間に渡り停電が発生しました。スマートフォン等の充電が無くなってしまうと安否情報や行政の支援状況などが確認できなくなってしまうため予備バッテリーなどを備えておきましょう。



また、冬の発災ということで寒さ対策も問題となりました。使い捨てカイロなど体を温められる生活用品も備蓄しておきましょう。

◆地域とのつながりで避難生活を乗り切ろう◆

災害時には地域での助け合い（共助）がとても重要になります。能登半島地震では被災した方々が救助活動をしたり、持ち寄った暖房器具で寒さをしのいだりしていました。“いざ”という時に備え、日ごろから地域の防災訓練に積極的に参加するなど、顔の見える関係を築いていきましょう。